

「国の出先機関の原則廃止」に向けた取組について

「国の出先機関の原則廃止」については、今年21日の通常国会会期末を控え、政府の方針である「平成24年通常国会への法案提出」の実現に向け、大きな山場を迎えている。

九州地方知事会では、地方に受皿がないことを理由に、国が出先機関からの権限移譲を拒む従来の状況を打破し、九州地域の活性化と住民福祉の向上を第一に、分権型社会の確立に向けた突破口を開く覚悟をもって、平成22年10月、九州広域行政機構（仮称）の構想を提案した。以来、九州地方知事会の最重要課題の一つとして精力的に国との協議を進めてきたところである。

九州各県議会議長会においても、各県議会の代表者からなる「広域行政懇話会」を昨年8月に設立し、議論が進められているところであり、引き続き、連携に努めていく。

また、真の地域主権に資する改革の実現に向け、九州市長会との協議や九州地区町村会長会との意見交換等を行っているところであり、引き続き、基礎自治体の意見の反映に努めていく。

国と地方が協議を積み重ねてきた「国の出先機関の原則廃止」を実現するためには、野田内閣総理大臣及び川端地域主権推進担当大臣の強力なリーダーシップが必要である。

政府においては、「移譲の例外は限定的とすること」、「持ち寄り事務を条件づけしないこと」、「財源は全額が国から措置されるべきであり、財源確保のための具体的な仕組みを法令に規定すべきであること」など、従来からの九州地方知事会の主張を十分に踏まえ、「アクション・プラン」（平成22年12月28日閣議決定）で決定され、野田内閣総理大臣が決意を示されているとおり、「平成24年通常国会への法案提出」を確実に実現の上、政令の検討を進めるよう求める。

平成24年6月

九州地方知事会長
大分県知事 広瀬 勝貞